

## **長浦第一放課後児童クラブ・長浦第二放課後児童クラブ**

### **1 指定管理者が管理を行う施設の概要**

#### **(1) 施設の名称及び所在地**

長浦第一放課後児童クラブ

袖ヶ浦市久保田 1 3 7 番地 3

長浦第二放課後児童クラブ

袖ヶ浦市長浦駅前 6 丁目 1 番地 4

#### **(2) 設置目的**

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の放課後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

#### **(3) 指定管理者が行う業務内容**

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 長浦第一放課後児童クラブ及び長浦第二放課後児童クラブ

(以下「長浦第一・長浦第二放課後児童クラブ」という。) の利用の承認に関する業務

(ウ) 長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

### **2 非公募により指名した理由**

放課後児童クラブは、全国的に支援員等の人材確保と雇用の安定化が課題となっているほか、利用者の多くが低学年児童であることを踏まえ、その指定管理者については、大きな環境の変化が生じないよう、安定的な雇用により保育の質の維持、向上が図られ、子どもが安心し

て過ごせるよう保護者と連携を図りながら信頼関係を確保できる団体が適当である。

また、本施設は、長浦中学校隣接地及び長浦小学校敷地内にあり、いずれも長浦小学校の児童が利用しているため、イベントの合同開催や学校施設の活用など2施設の一体的な運営が求められている。

以上により、これまで長浦第一・長浦第二放課後児童クラブを適正かつ安定的に運営し、児童と保護者及び地域との信頼関係が構築されている有限会社すみれ福祉会を指名したものである。

### 3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	有限会社すみれ福祉会
所 在 地	袖ヶ浦市蔵波2596番地
設立年月日	平成15年2月5日
資 本 金	300万円
従 業 員 数	60人 ※令和7年11月1日時点
主たる業務 内容	1 放課後児童健全育成事業 2 子どもの健全育成を図る事業

### 4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

#### (1) 事業計画等

保護者の就労により家庭での保育が困難な児童を対象に、学童保育の場を設け、児童の健全育成、環境保全及び情緒の安定を図る。

世代間の交流の中で、相手に対する思いやりや情操の向上、あそびと活動への意欲や態度の形成を図る。また、あそびを通して自主性・社会性・創造性を身に付ける。

家庭や地域におけるあそびの環境作りへの支援と、保護者が安心して働ける環境を支援する。

#### (2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和8年度 17,329千円

令和9年度 17,905千円

令和10年度 18,472千円

令和11年度 19,041千円

令和12年度 19, 618千円

### 5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適當であると認めたため、有限会社すみれ福祉会を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

## 採 点 結 果

施設名称：長浦第一・長浦第二放課後児童クラブ【非公募】  
 応募団体：有限会社すみれ福祉会

評価点数	160点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	不適正
	10名	0名

### 評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に関する不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るために具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に發揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図るために具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図るために具体的手法及び当該施設の効用を最大限に發揮させるための手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格／0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	29
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	160

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(149点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。